

# 令和5年度観光写真素材収集業務委託仕様書

## 1 件名

令和5年度観光写真素材収集業務委託

## 2 委託の趣旨（目的）

大分県内18市町村の魅力を伝え効果的な誘客に繋げるため、商用目的で利用できる高品質な画像素材を収集する。撮影した画像は、旅行会社、大分県が各国・地域に設置している戦略パートナーなどに提供するほか、ツーリズムおおいたのホームページやSNSでの情報発信素材として使用する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

## 4 業務内容

大分県内における観光素材の写真撮影

### （1）大分県内88観光スポット撮影

- ・別紙「撮影する観光素材の一覧」に基づき、観光素材88スポットを撮影すること。施設指定のない箇所や撮影予定箇所等に変更が生じた場合は、協議のうえ撮影場所を決定する。
- ・1スポットにつき3枚以上撮影すること。
- ・解像度を350dpi以上とすること。
- ・データ容量30MB以上とすること。
- ・不特定多数の者が二次利用することができるよう、撮影した画像の著作権や肖像権は、施設等の許可なしに使用できるものとする。
- ・被写体となる施設等への許可申請、撮影日のスケジュール調整、その他撮影に付随するすべての必要な業務は原則として受託者が実施すること。

### （2）海外市場に響く観光撮影スポットの提案・撮影：25ヵ所以上

- ・ターゲット国・地域

（台湾、香港、タイ、シンガポール・マレーシア、韓国、中国、ベトナム、欧州、オーストラリア・ニュージーランド）

### （3）撮影時に必要となる現場でのコーディネート

- ・撮影者及び撮影現場に立ち会った人すべてを含む撮影時の安全管理を徹底すること。
- ・撮影に伴う経費（施設入場料、交通費、モデル※起用する場合、経費等）は、すべての受託料に含まれる。
- ・空撮も可とするが、撮影に伴う許可申請等は受託者が行うこと。

### （4）写真の利用権譲渡

- ・著作権は大分県に譲渡する。
- ・使用期限は無期限とする。
- ・納品された写真は、大分県の許可のもと、団体、企業、または個人が無償で大分県の

観光 PR 及びその関連 PR 目的のために、オンライン、オフラインで法令や公序良俗に反しない範囲で非排他的に使用できるものとする。なお、想定される使用場所は観光ガイドブック、ポスター、デジタルサイネージ画像、公式ホームページ、公式 SNS、観光記事などである。

#### (5) 納品方法

上記(1)(2)において撮影したすべての写真を下記の仕様により納品すること。ただし、季節・天候などの要素を勘案して、本業務において撮影した写真以外にも、観光 PR 素材として重要な素材については、受託者が提示した過去撮影作品の中から納品することを可能とする。

- ① 撮影の都度、1 週間以内に画像処理最適化した RGB デジタルデータで納品すること。  
(大容量ファイル送信サービスの利用可能)
- ② 全業務終了後、別途、DVD-ROM に全データを入れたもの 2 枚を提出すること。

#### (6) 業務報告書

撮影日や撮影場所などの内容が分かるよう、サムネイルなどを活用し報告書を作成すること。

### 5 成果物の著作権等

本業務により得られた成果物の著作権は、大分県に帰属する。ただし、大分県に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

### 6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- (3) その他仕様にないものは協議のうえ決定するものとする。